令和５年度　地域づくり総合交付金
地域づくり推進事業（一般事業・ソフト系事業）募集のお知らせ

十勝総合振興局では、地域の特性や優位性を生かし、地域の課題解決や活性化を目的として取り組むソフト事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する「地域づくり総合交付金・地域づくり推進事業（一般事業・ソフト系事業）」を実施することとし、該当する事業を募集します。

対象となる事業

地域課題の解決や地域活性化を目的として実施する事業や新規成長分野の新産業創造（事業化）のために中小企業者等が実施する各種事業

［イベント開催事業・広報普及事業・人材育成事業・調査研究事業・計画策定事業　等］

＜事業区分＞

区　　分	対象事業
1　社会福祉事業	地域福祉推進事業
2　教育文化振興事業	地域文化振興事業 地域国際化推進事業
3　生活環境整備・地域づくり事業	地域環境サポーター支援事業 地域情報化推進事業 地域景観形成事業 地域環境保全・創造事業 地域間交流・連携事業 移住促進事業
4　スポーツ振興事業	スポーツ振興事業
5　観光レクリエーション振興事業	観光業の振興に関する事業
6　産業振興事業	地域特産品奨励事業 農林水産業の振興に関する事業 商工業の振興に関する事業 食関連産業振興事業 地域雇用対策に関する事業 新産業創造事業
7　省エネルギー・新エネルギー振興事業	省エネルギー・新エネルギー促進事業
8　地域防災力強化事業	地域防災・減災対策推進事業
9　新型コロナウイルス感染症対策推進事業	感染防止対策等を踏まえた事業

交付金の額

区　　分	上限額	下限額	単位	交付率
総合振興局長が適当と認める団体 （地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体）	300万円	10万円	10万円	１／２以内

応募方法

1　提出書類

・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書
　（実施要綱別記第２号様式）　→　ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください
・団体の規約（会則・定款・組織図など）
　（規約がない場合は、団体の活動概要がわかるもの）
・会員名簿又は役員名簿
・収支予算書
・その他事業の詳細がわかる資料（企画書など）

2　応募方法

上記提出書類に必要事項を記入のうえ、事業実施地（又は団体所在地）の市町村企画担当課を経由して、十勝総合振興局地域創生部地域政策課まで提出してください。

書類の提出にあたっては、原本郵送のほか、メールでも提出してください。

3　提出期限　　**令和５年10月13日（金）まで　（※各市町村企画担当課必着）**

その他

・提出していただいた書類を審査の上、予算額の範囲内で交付の可否を決定し、それぞれの団体へお知らせします。
・予算額に限りがあるため、事業が採択されない場合や、交付予定額が要望額よりも下回る場合がありますので、ご了承ください。
・詳しくは、十勝総合振興局のホームページに掲載している資料をご確認ください。
　https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/chisei/koufukin.html
　　◇地域づくり総合交付金制度要綱
　　◇地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱
　　◇令和５年度地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（一般事業・ソフト系事業）の募集に係る留意事項について

【お問い合わせ先】
北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
〒080-8588　帯広市東３条南３丁目１番地
電 話 番 号：０１５５－２６－９０３９（直通）
ＦＡＸ番号：０１５５－２２－０１８５
E-mail：tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
（もしくは、お住まいの市町村の企画担当課まで）